人権を考える町民のつどいを開催しました！

▲露の新治さん講演の様子

▲（左から）露の新治さん、高尾小にこにこ寄席の皆さん

毎年12月4日から12月10日の1週間は人権週間と定められており、奥出雲町人権教育推進協議会では人権を考える町民のつどいを12月8日に横田コミュニティセンターで開催しました。

当日は、7月から9月にかけて募集した人権標語及び人権イラストの優秀作品表彰式と人権意識の高揚を図るための講演会を実施。今年は標語部門に835点、イラスト部門に20点の応募があり、最優秀作品は左記のとおりでした。また今年は、標語「小学生の家族の部」を新設し、お家の人と一緒に人権について考えるきっかけづくりとしました。表彰式では審査員を代表して町人権教育推進協議会の福田充雄会長が「作品づくりを通して互いに尊重し合うことの大切さについて考えるきっかけにしてほしい」と講評しました。

講演会では落語家の露の新治さんをお招きし、差別が生まれる心の弱さや差別を行わないために大切にしたいことを、随所にお笑いを交えながらわかりやすくお話していただきました。またスペシャルゲストとして高尾小にこにこ寄席の皆さんも登場。素晴らしい落語を披露していただきました。

奥出雲町人権教育推進協議会では、今後も継続して町の人権教育推進のための活動を続けていきます。

▲表彰される延谷岳さん

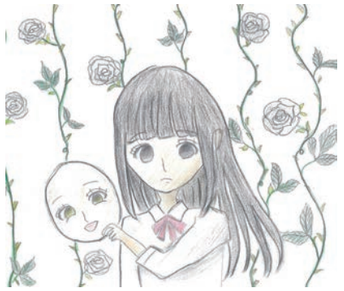

▲安部ほのかさんの作品

【標語の部】
延谷岳（のぶたにがく）さん（布勢小3年）
『ぼくがやさしくすることで ぐるぐるまわる　やさしさのうん動会』

【イラストの部】
安部ほのか（あべ）さん（横田中3年）

おめでとうございます

奥出雲多根自然博物館 優秀賞受賞！

日本ツーリズム・オブ・ザ・イヤー2024

▲表彰される多根理事長（右）

布勢地区の奥出雲多根自然博物館（多根幹雄理事長、宇田川和義館長）が「日本ツーリズム・オブ・ザ・イヤー2024」で優秀賞を受賞し、1月17日に東京の京王プラザホテルで表彰式が行われました。「日本ツーリズム・オブ・ザ・イヤー」は、観光業界の専門紙「旅行新聞」が取材活動などを通じて、先進性や創意工夫が見られる観光業界の優れた取り組みを選出するものです。

奥出雲多根自然博物館は、地域に根差した「暮らせる博物館」をコンセプトに、大自然の中で宇宙や生命の神秘を体感できる独創的な展示が行われています。館内には宿泊・研修施設を備え、楽しみ学べる場でありながら誰もが安らげる全国唯一の施設です。宿泊特典として「ナイトミュージアム」を楽しむこともできます。

また、一棟貸しの体験交流施設「奥出雲百姓塾」では、宿泊しながら農業体験や地元食材を使った料理体験などができます。

博物館を拠点とした周遊観光や、東京の大学からインターン生の受け入れなどにも積極的に取り組まれ、食を通した地域活性化にも貢献されており、この度の受賞を契機に町内外から一層親しまれる施設となることが期待されます。

児童手当の令和6年10月制度改正に係る申請はされましたか？

児童手当は０歳～１８歳までの児童を養育する方を対象とした子育て支援金です。

下記対象者に当てはまる方で、まだ**申請されていない方**は、申請の手続きをしていただきますようお願いします。

令和7年3月31日までに申請していただくと10月分からさかのぼって受給できます。

※申請済みの方には12月に支給していますのでご確認ください。

令和6年10月制度改正に係る申請対象者

- 所得上限超過等で児童手当の受給資格がなかった方
- 中学生年代以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している方
- 大学生年代の子と高校生年代の児童を養育しており、現在中学生以下の児童の分の手当を受給している方
- 大学生年代の子と中学生以下の児童を養育しており、現在受給している方

詳しくは、町ホームページ
「令和6年10月児童手当制度改正に係る手続きについて」をご覧ください。

〈町HP〉

〈申請先〉仁多庁舎こども家庭支援課、横田庁舎税務課
〈お問い合わせ〉こども家庭支援課　電話：54-2504　有線：31-5000（内線5163）

農業委員会からのお知らせ

農地を相続された方は「法務局への相続登記」と「農業委員会への届出」をあわせてお願いします

①令和６年４月１日から相続登記が義務化されました

- ◆相続人の方は、不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上義務付けられています。
- ◆令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象となります。（ただし、この場合は3年間の猶予期間がありますので令和9年3月末までに登記をする必要があります）
- ◆正当な理由がないのに、相続登記の申議義務を怠った場合、10万円以下の過料が課せられることがあります。

※詳しくは法務省ホームページをご覧ください。
法務省ホームページ：不動産を相続した方へ～相続登記・遺産分割を進めましょう～
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00435.html

〈法務省HP〉

②「農地法第３条の３」の届出も忘れずに！

法務局での相続登記が完了したら、農地の場合はさらに農業委員会への届出が必要です。農業委員会の窓口へご来庁の際は、相続登記済の登記簿謄本など相続したことが確認できる書類をご持参ください。

【お問い合わせ】農業委員会事務局　電話：52-2680　有線：20-4000（内線4333）